

平成31年度3月定例委員会

○ 日時：令和2年3月19日(金) 9：00～（議事）

○ 場所：地域活力センター 1階 会議室1

事務局	はい。それでは平成31年度の3月の定例会を始めたいと思います。
会長	おはようございます。ようやく梶原の方も春らしくなってきましたが、いま日本や世界は深刻な状態になっておると思います。なんらかの影響が皆さんのところにもあると思います。マスクがなかなか手に入らないということで。一日も早く収束してくれることを願っております。それでは早速ですけれども3月の定例議会の議案の方にはいらさせてもらいたいと思いますが、議案1件でございますが慎重審議の方よろしくお願ひしたいと思います。それでは第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について議題としたいと思いますので、事務局の方説明をお願いいたします。
事務局	はい。1ページ2ページ開けていただいて横表の第一号案の方を説明させていただきます。今回2件の方の申請がございまして1件目の方を説明させていただきます。こちら横外の方の●●さんの農地に対して、●●さんの方からの3条、権利の移転の申請が来ております。場所につきましては●●さんの家の前の農地とちょっと奥の上の方に上がっていく畑のところになります。場所的には13ページの写真の方、家の前のハウスの前の2段のところは1筆の横外●●番地になっています。それと上の方の家の1つ目の大きいカーブの手前の農地で畑を中心にやっている13ページ下の段の方になっています。現状いまは作物入っていませんでしたが畑として利用していると川上委員さんの方からお話を伺っています。17ページの方中山間直接支払の関係は●●番地の方は対象として中山間の支払いの対象の方にはなっていますが●●番地の方は対象の方になってない土地です。今回中山間の制度の関係で名義の整理っていうことを皆さんに推進員さんにもお願いしてやっております。面積要件につきましても元々●●さんが持っている分で一反以上ありますし、現状の話としては●●さん●●さんの中で個人間の売買は実はもう成立してまして実際はずっと●●さんがやられている農地ですし今後もやり続けるということをお伺いしていますので状況を聞く限りは権利の移転については特に問題ないのかなと判断しております。川上委員さんの方から何かご意見ありましたら。
川上委員	ありません。

事務局	はい。続いてもう1件の方も行きます。もう1件の方につきましては●●の方の案件になります。ページで行きますと18ページのほうになります。こちらの方は坂本さんから●●さん方に権利の移転ということで行われてます。所有面積についても特に問題ないかと思います。この対象農地につきましては25ページの地図が見つらいんですけども26ページの写真の方の下段の方見つらいんですけども今も現状水田としてご利用いただいていますし、右側に細長い水田があるんですけどもここは●●さんの方が委託をかけてやっている場所だそうです。今回、坂本さんのところを名義変更されて●●の方の集落営農組織に委託をかけながら耕作は継続されたいということで名義の変更も踏まえてやりたいということでした。ここも中山間の対象農地にはなっておりまして現状坂本さんが来年からの分につきましては●●さんの方で申請をあげていきたいということでお話はいただいております。●●さん自身で耕作の方はちょっとしないかなという話はされてましたけれどもしっかりと雇ってやっていきたい。以前につきましては周辺の農地とかは●●さんとかにお願いしたりしていたそうです。ただ去年から火事とかもありましたので●●の集落営農組織に一部委託したりということで継続もされてますし、農地として利用していただけるというのは間違いないのかなというふうに感じてます。対象としても一応29ページの方になりますけども中山間の対象にもなってますし、先ほどの案件にもありましたけども農地・集落営農組織とかそういったものを活用しながら、中山間の制度も利用しながらやっていきたいということをご本人さんの方から伺っておりますので、継続してやっていただけるのかなと判断しております。こちらも川上委員さんの方に現地確認してもらいましたが何か？
川上委員	いや。
事務局	以上の2件になります。ご審議の方よろしく申し上げます。
会長	はい。事務局からの説明を終わりました。皆さん方から意見がありましたらお願いいたします。ありませんでしょうか。なければこの議案につきましては許可相当ということでかまいませんか。議案の方は以上です。その他の方に入っていきたいと思いますが。
事務局	すみません。この議案1に関する今後の補足ということで情報共有をしてその他とはちょっと違うんですけども、間の話としてちょっとお伝えしたいなと思っています。今回中山間直接支払制度の関係で名義の変更とか相続の話っていうのを皆さんに周知し、推進員さん等に今現状動いていただいているところです。相続の関係で役場の住民窓口・税務係等の方にも司法書士さんとかが訪問されて相続手続等の件数が結構来ているようで住民の方もちょうど異動時期なので、転出転入の関係もありながらちょっとそれがどんとき

たものでだいぶ負担もかけているというのが事実あります。今回名義の変更について●●さんの名前のままで●●さんが今まで中山間直接支払制度の交付金をもらってらっしゃった方がいらっしゃったんですけども今回名義の整理という部分で●●さんを対象に交付金の変更をしてくださいねって話をしたところ、僕の方も勉強不足で想定してなかったんですけども農業者年金の耕作継承という部分の制度がありまして農業者年金をもらうために農業をやめて、この人に農業の権利をうつしますっていうことで農業者年金をもらい始めた方が結構いらっしゃると。今回名義の変更を言ったときに、●●さんの名前のままお金をもらおうかなという話をしたら、農業者年金をもらっているのもその人が中山間直接支払制度の交付金をもらうということは、その人が農業をしているということになってしまうのでそれだとまずいと。年金を打ち切られるという話の案件が実はわかりました。農業委員会的にはその農業者として土地の所有者の方がやっているということで問題はないんですけども、年金制度をご利用いただく時の継承ですね。農業継承をされるときに多分、年金制度の中ではそういうふうはこの人に農業を継承しましたという届け出を出して農業者年金が始まったんですけどもその時に貸借とか名義の変更をしてなくて、今回の整理に伴って●●さんとかこの人に継承しますという部分を整理してないことが多々出てきてまして、今ほぼ毎日その相談案件にのっています。親子関係の中なので3条の申請とか利用権の設定っていう必要性はないのかなと思ってますので、面積もだいたい大きい方が多いので。3条申請が今後親子間の中で大量に出てきそうです。他人に貸してとか言う部分はちょっと手続き的には本人さん同士の話し合いとかが家が違うのでちょっと時間がかかったりするんですけども親子関係なのでほぼ同居されていたり、場合によっては年金をもらってる方が施設にはいられているのでほとんど●●さんが整理できるということで早く済みそうなので4月5月の定例会に結構3条の届け出が出そうかなというのがきてました。ちょっと自分の方も●●さんの名前に変えてもらうお金は●●さんの名前でもらえればいいんじゃないの？っていうところで親子関係のところを安易に考えてたんですけども、他人に貸している以上に結構件数が多くなりそうなので3条申請が今後ちょっとでてくる可能性があるかなと。今この1週間の中でも5件くらいそういうご相談をいただいています。みえない方もいらっしゃるので。今は気付かれた方が結構相談に来られるようになりましたので今後3条の動きっていうのが想像していた以上に大きくなりそうなのでこれを機にちゃんと年金をもらうための継承行為をしていただいて、ケースバイケースですけども継承された方が生前贈与されるのか貸借の契約を結ばれたうえで利用権を設定するのか。貸し借りの設定をする

	のかっていうのを相談しながら上げていきたいと思います。現状やられているかたがほとんどなので権利とかそういう部分、要件とかほぼ満たされている方が多いかなと思ってますが、いかんせん●●さんの方がだいたい相談来てこの話をしてもなかなか理解をしていただくことが難しいのでできるだけ●●さんとか●●さんとかとご一緒に来てくださいとお話をしています。ちょっと各地域の農業委員さん推進員さんの方にそういう相談があるかとおもいますので、ぜひ役場の僕の方に1回電話をしていただいて小1時間くらい説明をしていますので、十分ご理解いただいて3条の貸し借りとかでしたらそんなに手間のかかるというか時間のかかる手続きではないので是非それをしっかりとやっていただいて中山間の制度土地の維持管理の制度の権利もうつしていただけるようにお話しただけたらなと思います。ちょっと事務局からこの3条に関しての話として皆さんにお伝えしておきたいと思いましてお伝えしました。以上です。
会長	そしたらその他の件に入っていきたいと思いますので、事務局の方からお願いします。
事務局	はい。その他の案件になります。ページ数で行くと30ページ後ろから2枚目のものになります。任期が今度令和2年の7月19日をもって満了に今の委員さんにはなります。手続き的なこととして4月6日（月）から5月7日（木）まで募集をします。農業委員につきましてはこの3月議会において定員を5名ということで提案をさせていただいて7月20日からの定員数を2名増やすこととしました。今後募集をしながら推薦等も受けながらやっていきたいと思いますのでご承知ください。今HPの方に先週の金曜日からUPしておりまして今月の20日の部落回覧にも一応この紙を1枚ものですがいれて回すようにしております。事務局の勝手な言い分ですけれどもできるだけ皆さんと来期もやりたいという思いはありますがぜひ皆様もご検討いただけたらなと。これは勝手な事務局の意見ですけれども、これ以上は僕もよういわんです。
会長	我々の任期が7月19日で終わります。次の委員さん・推進員さんの募集です。募集については以上で次の意見書にうつります。
事務局	はい。皆様から少しいただいたご意見等を自分の方で打ち直したりとかしてメモの方として31ページのほうにまとめさせていただきました。任期満了に伴う意見書として町の方に出していけたらなというふうに考えておりますので今日いきなり仕上げるということはないですが今日ご意見としていただいたこと、上田推進員さんも結構ご意見いただいたのでほとんどそのまま書かせていただきましたし。会長の方からもご意見いただいたり森田委員からもお話しいただいたりしてこういうことを大きい丸が中心的なことか

	なというふうに感じております。全体的にこれをつなげる文書とお題目として3つくらいに分けて町長に提案、意見書として出していく形にはしたいと思いますがこれ以外に最初のメモ出しなのでどんだんご意見いただいて最終的には文書にしていきたいと思っておりますので、まずはほかの委員さんがこんな風に思っていますよ、っていうことを共有していただけたらなと思っております。
会長	はい、前回の時に任期に伴い意見書をだそうということでそれぞれの情報共有をすることと、メモ書きでいいので事務局の方ということで今そのまままとめもせずにたぶん出させていただいていると思いますので、中にはまとめれるとか完全に一つに出来ることもあるかと思いますが、全体的にみてまた皆様から追加の意見であったり思いがあるかと思っておりますので、自由に出していただけたらと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。
事務局	4月にももう一度こういった他の方のご意見踏まえたくうえで、それに対するご意見みたいな形でまとめて4月の定例会でもまた集めていきながら、そこから具体的な文書に直していきたいと思ひております。たぶん皆さん同じ意見だよとか、そこはちょっと違ひのかなというのはあると思ひますので、個々でかまひません。メモで出していただいたりとかそういう事でもかまひませんので、これはもう少し膨らませて大きい題目にした方がいいかなとか言うのがありましたら是非お願ひしたいと思ひます。たぶん今日ごろ感じてゐる些細なことをちょっとずつ出しながら膨らんだりくっつけたりするのがあるのかなと。皆さんの意見をまとめる中でいいのかなと思ひてますので、ぜひ上田推進委員さんみたいに身の回りのことをすごい書き出していただひて言ひていただくのがあるのかなと今回まとめてゐて自分で思ひました。
会長	上田委員の真ん中にあるのは農業振興地域のことか
事務局	すみません。これ僕の変換間違ひです。
会長	農業振興地域の変更よね。
事務局	はい。
上田委員	あんまり気にせんとして。適当に日がないきと思ひて。思ひ付き
事務局	いやいやいや。これも事務局の勝手な感想なんですけども今、農業委員会制度が変わった中で最適化推進委員っていうのが設定されて5名の方に今やっひていただひているんですけども、本来この最適化推進委員っていうのが農地の集約であったり、荒廃農地を農業される方に斡旋してゐくっていうのが法律上の位置になってます。当初この新しい制度になるときの農業委員の設置に関しては正直なところ過去の農業委員さんを少なくして、それに代わって同じような役割をしていただく方を5人設定して昔の8人の農業委員さんを

	維持してやっていけばいいんじゃないかっていうのが、町の基本的な見解ではありました。ただ現実的な話として農業委員さんの定員数の少ないことに対する弊害がおきたりとか、あと推進委員さんの重要性っていうのが国会の方でも決まって農地プランとかっていうのを実施しないといけないというのもあるって、やっています。今後、今の状況は当然そのままにはなるんですけれども町の方も農業コーディネーターという役割を西村信明さんにやっていただいていたんですが、来年からはその役もなくなります。地域の斡旋というかやってくれる人に、この農地借りてみんかよとかその農地をどういうふうに活用するかよ、っていう話の役割をする農業コーディネーターがいなくなって、実際に推進委員さんとかが情報を集めたときに事務局にあげていただいて、それを動かすみたいなことが本来の形になるのかなと思っていますし、そういう風に進めていかないといけないというふうに自分の方も思っていますので、今回先ほど会長の方が言われた農業振興地域の変更とか言うこととかを農業委員さんが気にされながら、どうなっちゃうっていうのをここで意見を言って町に対してどんどん諮問していくとかいう形が本来の農業委員会の形じゃないかなと思っていますので、ぜひこの意見書っていうのはそういった形の意見を上にあげていくようにしたいなと事務局としては思っています。ぜひそう言った丸2個目のところなんかは現実的な話として高齢者の方が土地はもうどうでもいいよ、とか効率の悪い土地は見捨てていくよっていうのが現状ありますので、それと丸3個目の話とかとやるとこやらんところの集計をしたりとかそういうところも農業委員会として、役場にどんどん意見を言っていくっていうのが本来の姿だと思いますので。ぜひそういったことを意見としてまとめてしっかりとやれよ、と委員さんから言っていただけると私としても動きやすいです。
会長	どうでしょうか。
事務局	事務局としては、これを読んでいただいてまたメモを提出していただければいいというふうに考えておりますので、4月の定例会から具体的な文書化または議論していくべきかな、というふうには考えております。
会長	基本的には上田さんが現状を書いてくれちゃうわね。ほかの地域も違った現状があるわね。その現状が1件と、もう1つは前回前の農業委員さんが意見書をだしちゃうわね。それに対して町が取り組んだのが、前回の意見書の対応についてとかいっちゃうきよね。ここを町としてどうとらえていくかっていうのが大事になるわね。3つくらい出たと思うけど農業委員さんについては3人を5人にするっていうのは対応したかもしれんけど後についてはどう取り組んでみるか考えないかんわね。それによって、もし出来てなかったら何故できてなかったか。そのことについてわれわれ再度もう1回言わないかん

	のかそれは仕方がないとなるのかっていう。基本的にはやっぱり梶原町として農地をどうするよっていうのは目に見えてないと思うがよ。全部が全部農地が守らないかんというのじゃ地域に取ったら、地域によっての有力地っていうのがあると思うがよね。それを梶原町としてどうするかっていうのもなんとなく見ずに周りの住民の方が守っていかないかんというので行きゆう気がする。僕はね。そこらへんは力を入れてやっていっちゃらんと、梶原の条件としたときにそこで生産性を生んで量を成しえるっていうのは非常に難しい面があるんじゃないかなと、そこらへんも梶原の農地をどうしていきたいのかっていうのを行政としてのそれがないと、農業委員会は言うことは言えるけど金もないけど人もないっていう話やき。ただ、ぎゃーぎゃーいうだけで終わるっていう。そこらへんもやっぱり前回の委員さんが言いよったことがかかってくるかなって思う。ずばり農地のない後継者育成とか梶原町独自の農地利用っていうのを問うちゅうわね。これに対してどう町がとるか。組織改正するとか。農業委員会として農地台帳がきちつとないと言えんわね。
事務局	はい。
会長	今日ここでつめるということにはならないと思いますので、今意見が出てますのでプラスしたりいろんなことを書き加えてもらって事務局の方にその旨をメモ書きで出してもらえたら事務局の方でまとめれるかと思いますので。川村変わる？
事務局	わかんないです。一応発表は 23 日になってます。
会長	まあ異動のことは僕は言えんけ、もし異動があつたらしっかり引き継いでもらっちゃったら。4/15 くらいまでに事務局の方に回していただけたらと思います。意見書についてはこれで。それでは次の農業者間の仲裁について。
事務局	はい。すみません。これはメモを起こしてないのですがけれども、実は農業委員さんの谷川さんに直接関係していることでして、今現状仲裁に直接介入しようという農業委員会として介入しようということを決める話では実はないんですけども、地域によってそういう情報がはいつてくる可能性がありますので、現状のことをみなさんに耳の中に入れていただきながら現状又行政の方で会を検討している状況ですということを共有しておきたいなというところと、ちょっと過去の農業委員さんの農業者間のトラブルに実際に仲裁に介入されたりとかいうことはありました？ないですよ？一応農業委員会の位置づけとしてそういうトラブルの解決っていうのもあったりするもので、具体的にやるっていうのではなくてこういったことが今後さっきの 3 条の話のように今後起きてくる可能性があるかなということも踏まえて検討というか、どういつて動いたらいいのだろうかっていうのを皆さんと共有で

きたらなと思っております。特に私も谷川さんもそうなんですけどもIターンの方が最近入ってきて、実際に農業を中心にやろうという方はまだ数えるほどしかいないんですけども、どうしても地元間とのトラブルっていうのは起きやすい状況になっております。Iターンの方がどうしても相談する方が地元になくて行政機関とか農業委員会とかっていう話が起きてくる可能性もあるかなということも想定している中です。今回はご本人さんがいらっしゃるんであれなんですけども。谷川さんの前の農地に関してそこにアクセスするための道、田んぼの中にある農作業道があってそこを使わさん、使わすっていうことでちょっとトラブってます。ことの発端は谷川さんとか行政側の情報だけで相手方の方の聞き取りは当然まだしてない状況なので一方的な話になる可能性はあるんですけども、一応過去からのトラブルもありつつ今回農道に関して行政の補助ですね、コンクリ舗装とかそういった部分のお話を相談されてきているようで、それに関して環境整備課とうちの方には直接はなかったんですけども間接的に相談があって、対象の事業が使えないと行政側が断った中で、どうも谷川さんが農業委員会の委員をやっているから何か圧力がかかったんじゃないかみたいなふうにもうとらえられて本人もなかなかへそを曲げて絶対使わさんっていう雰囲気になっているというのがうわべの情報です。で、事実関係の話を確認したところ谷川さんと直接その方とのトラブルっていうのは過去にもう少し前のお話で、うちとしてはふれあい道路っていう制度環境整備課の事業で。家に対してつけるコンクリ舗装の資材費とか生命維持そういった救急車をはいるための道をコンクリ舗装する資材費っていうのを補助する制度っていうのがありますけれども、環境整備課としてはそれをお断りして直接ご本人さんと現地で話をしたと。その際に事前に私の方にお話があって、今うちの方でせまち直しという事業の中でコンクリ舗装の資材補助費っていうのをでしているんですけども。2年位前から新しいメニューとして設定したんですけど、そちらのほうは基本的に後継者がいらっしゃるとか15年以上耕作を続けられるっていうお約束をしたうえで農地の中にある農道に対してコンクリ舗装の資材費を出すっていう制度がありまして、そちらの方がそういう方が後々いらっしゃいますかっていうのを環境整備課の方にお伝えして話を聞いたところ、それもおらんからいいよってということで両方ともご本人さんがお断りをしている状況ではあるということは聞いています。うちのほうも現地で対応していると。ただそこから先なにも、今日谷川さんにお話を伺いましたんですけども直接的な接点がない状況で今現状何も進展がない状況になっている。ただ谷川さんのところとして大きな機械類を農地に入れるためにはその農地をどうしても使わないといけないことが多い。ただご本人さんはじゃあどうしたら使わし

	てもらえるかっていうのがあんまり提示がなくて、ちょっと今ご機嫌が悪い状態で何を言っても使わさんみたいな感じになっていると。ここの部分を今後隣地の道路を所有されている農家の方にみんなで一緒に使いませんか？とかどうしてそんなことになっちゃうのか？っていうのを聞きに行ったりとか。そういった仲裁的な行動を農業委員会の役割として担うっていうのも農業委員会の仕事でもあるのかなと。ただいかんせん当事者なので、いきなり農業委員会が動き始めるとやっぱりほらみてみいというようなことになっていかんので今の現状としても少しずつですけど、状況を聞きながらとか地域の代表さんと話をしながらとか少し解決案がなにかないかなという話をしていこうかなという話をしています。ちなみに支援センターの方にも対象の方が●●さん、●●歳の方なので●●であったりとか、健康状態のことも踏まえて支援センターとも情報共有しながら農業委員会・環境整備課・支援センターと対応情報共有しながら対応を考えているところです。ただ谷川さんのところはぼちぼちいろんな作物を作る関係でそろそろ機会を下ろしたいな、上げたいなという時期もせまっているところもあって。行政として先に動かないといけないとは思っているんですけども、農業委員会としてこういう情報共有しながらなにか、中平委員さんが四万川のほうの管轄になっているんですけども。解決案とかを考えていながら検討していかないといけないのかなということがありますので、みなさんにこういったことがこれから出てくる可能性が、出てくるというか出てきたときにどう動くかっていうのもご検討いただけたらなということです。今までは正直なところうちの方も区長・代表さんや議員さんとかがある一定解決していただいているところがあったかと思うんですけども。やっぱりIターンの方とかってなると頼れるのがいきなり議員さん・代表・区長さんっていうのがなかなかそこに接点がなかったりして行政に直で来ることがあるかと思いますので、今回の話を伺いする中でそういうことも実際起きてくるんだろうなと感じたところでした。かといって農業委員会に来た話を議員さんに振るっていうわけにもいかんと思いますので。
谷川委員	私として、これは特殊なことと思っていたんですよ。個人的な相談として雑談という形でお話を特に議題とかそういう話ではなくて、こんなことがあるんですけど相談をしていって、すごく特殊でそんなことは他にはないやろうと思ってたんですが、これからそういうことがもしかしたらあるんじゃないだろうかっておっしゃったんで、名前出していただいってもらってかまいませんのでこういうことがありますって。特にだから紛争解決をここにお願ひするということではなくて、事例紹介というか身近なところにありますということで現在進行形なんですけども。私の家の前にある田んぼは借りているも

	のでその田んぼに行く道を●●さんが所有されている農地を通らしてもらっていて通らせてもらっている代わりに道を1か月に1回とか1か月半に1回私が草刈りをさせてもらって通らせてもらっていたのがもう何年も続いてたんですけども、コンクリを敷きたいといつか思われたみたいなんですけどもそれが後でわかったんですけども、その時点から何か道をきれいにならしたいとかご自身でされていてそれを手伝わんというふうにいわれて、手伝い方が足りないということで、もうそれが9月の時点だったんですけどもその時点で1歩も踏み入れるなということをおっしゃって。それから硬直してしまったということで。ずっと手刈りで稲刈りをしたんですけども脱穀する機械をおろさないといけなかったのでもうしても12月に1回通らせてもらってご主人と私よう話しないので、奥さんにあとで何日かにすみません通らせてもらいましたということをお伝えして。今年のだから田んぼどうしようかなっていうところなんですけども。話にいかないといかんなどは思ってるんですけどもなかなか。
会長	土地の所有者は？
谷川委員	所有者っていうのは私が家をかりている大家さん。●●の方。
会長	その人と話を伺うのはどう？
事務局	その人と●●さんということですか？
谷川委員	ご厚意で安くお借りしているので・・・
会長	貸し借りはいいがやけど、土地を持ちゅうのは●●の人ならある意味権利のある話。今までは通らずにいきよったわけじゃないよね。
谷川委員	それがややこしくてうちがはいるちょっと前にその家に住んでた●●さんが10年位前から放棄されていてそれをうちが耕しはじめたんですが、所有者の●●さんは耕作とかには関わってなくて●●さんのお世話をされていた●●さん？なのかな？わりと無理をいってお借りした経緯があるので。ご厚意で。すごくむらがあって行ったら使ったらいかんよ、なんて言っていないよっていわれる可能性もあるかなっていう気もしているんですけども。私の件をどうこうするという事ではなくて、こういうことがこれからあって相談がきたらっていうのを考えた方がいいよっていう話。
事務局	それも踏まえてっていう話。今回谷川さんは地域の中山間推進委員さんやっていたりとか、地域との接点がわるとある方なんです。その中でもこういうことが起きるっていうことはたぶんぽっときた5年くらいの方、っていうのはもっともっと地域になじめてない状況で住民の方からバンといわれてしまうと、もうそれだけですぐ転出するとかもうここに入れないよ、っていうことが起きうる可能性が実際にはある。当然、農業委員会に来る前に行政として地域の代表さんに相談してみるとかそういう話もあると思うん

	ですけども、案件として直接農業委員会に訴えてくるっていうのが実際起きうとは思いますが。
谷川委員	想定した方がいいかなって。
事務局	トラブル解決っていうのはあんまり取り組み事例がなさそうだったので。こういったことも農業委員会としてはやっていけないといけない、っていうことをうちのトップにも言っておかないといけないかなっていうのもありますし。
森田委員	けんど、いきなり農業委員会がいきなり行って大げさやないのかな。言うてこられた方にしたらよけいにこうなるんじゃ。
事務局	そうなんですよ。当然農業委員会の方針として仲介にいきなり入るということではなくて例えば谷川さんの案件であればまずは事務局として地域の代表さん区長さんに相談して話を解決した方がいいんじゃないか。そこでもトラブルようやったら、行政のいわゆる課長・農業委員会とかそういう大きい話にもっていくとか。多分、谷川さんも今回の案件は大きくしたいわけではなくてむしろ沈静化して謝ってすむものならすませたいっていうのが徹さんの意見であつたんです。訴えて戦うとかいうつもりは全くなくて頭下げてすむんだったら、頭はいくらでもさげるとは言うてくれたんですけども、相手方が何を求めているのか全くわからん状況らしくて。謝ってもお金払っても何をしても許さんっていうところになっているのが1番の問題なんですよ。そこを例えば、うちらが谷川さんと一緒に代表さんに一緒に相談しに行って、代表さんちょっと間に入ってもらえんかよって農業委員会として動くとか。委員さんがいきなり行くと会長が動くとなると、多分そうやと思うんですけども。そこも踏まえて先ほど森田委員さんが言われたみたいに大きくなるがやったらうちらでちょっと動いてみんかよ、って委員の中でご意見いただけたら僕らも。自分だけの判断だけで動いてしまうと大変なことになりますので、当然行政の上の方で話して法律的にこうなっているのだからこうやってやってしまうとそれもトラブルになりますので、そういったご意見も農業委員会でいただきながらやらんといかんのかなと。特に地域の昔からおる人のトラブルはもっと根強いので。移住の方でやるとすごくうわべで動かし、移住の方って今の方ってSNSとかインターネット上とかで農業委員会が問題を解決してくれるんだ。国にものってますので直接ポンてくる可能性はやっぱりあると思います。それでうちが地域の代表さんに相談してみいやって農業委員会として返してしまうとそれも……。話題提供ではないですけどもそういう意味でも今回はださせてもらったので。ぜひそういうご意見をいただけたらなと。今回は言ったように支援センターとかもちょっとご意見もいただいたんで

	ご高齢ですし、ちょっと身体的な状況とかもどうなんだろうとかいうアプローチは農業委員会の事務局としてそういう横ぐしを使いながら話もできるかと思いますし。本人が理解できんから仕方ないねって言うてしまうとそれもちよっと。行政として違うのかなと思います。
会長	僕の推測によると、こいつは舗装したい。けどあれもいかんこれもいかん言われたことで勝手に勘違いして怒ってきゆう。行政の環境整備課にいてもいかん。産業振興課に言ってもいかん。俺はこれをやりたいのにどうして助けてくれんやっという感覚になっちゅう。そこをどうキチッと説明して理解してもらうか。
事務局	そうですね。今、実際直接あっているのが支援センターのケアの窓口が何かないかなっていうので相談があって、それを環境整備課にふって環境整備課が最初の初動でふれあい道路としての話をしていた中のおまけで、農業の話をしている状況でして僕が直接全然表には出てないのでその断り方をどういうふうに断っているのかなと。ふれあい道路は家に行く道なのでそもそも対象にはならんですよ、ってお断りにいっちゅう。多分いろんな案件の中でこんなこともしたいよっていう1つが環境整備課に聞いてみたらっていうのでいったと。一応情動的には区長とか地域の議員さんとかも情報共有されていてちょっと動いたりとか。
谷川委員	それが去年の多分夏から冬にかけての話で。そのあたりで割と沸点の高い方で怒られたのが9月の中旬以降くらいのことなんです、支援センターにご本人が相談に行かれたのが今年に入ってからなんです。こっちがいかんかったら自分で動こうと。いう感じで動かされたのかなと今日お聞きして知ったんですけども。
事務局	時間軸とかもまだ僕も以前に聞いた話とか、●●さんと直接お話ししたっていうのは先週の話なので時間軸がわからんところがあって。環境整備課の方にもどんな断り方しているの？っていう話をしたら、ご本人さんはあれもこれもそれも条件があっというふうにやったりかんし農業については後継者もよう構えんのでできんよねって、面談2人で対応したらいいですけども、直接現場で説明したときにはそんなに不満を持ったような感じではなかったよ、っていうのは言われてたんですけども、それはしゃべった側の感想なので本人がどんなふうにうちに秘めたのかはわからんところもありますし、変な誤解をされていて矛先が谷川さんに行っているっていうことであれば誤解をとかないといけないでしょうし。行政としてあなたの道やけど谷川さんに使わせろっていう話をするのもちよっとおかしい話になりますので、余計にトラブルをこじらせる話になりますので、下手に動くのもちよっと違うかなと思ってます。だからと言って農業委員会が

	出て行ってどうこうという話もまだないんですけども、こういった情報がどんどん共有されて行って、たとえば中平委員のところに今回は谷川委員なんであれなんですけども、農業委員で谷川委員が四万川におるよっとか推進委員さんの中平委員がおるよっという話になって、ここに直接相談しに行くっていうのがありうると思うので、起きたときにこういう風な共有するところを構えておった方がいいかなというのは思ったところです。多分解決案っていうのは、なかなかすぐに出るようなものではないと思いますし、逆に行政の動きが悪かったということでことであれば農業委員会としてそれはこういう対応すべきじゃないかっていうのを役場の方に言っていくっていうのも農業委員会の役割でもあるのかなと。多分出てない案件はいっぱいあると思いますけどもそういう細かいトラブルは。
会長	民事は難しい。早い話が境の話とかも行政はいれん。行政は国調ではこうですよって示すしかない。
谷川委員	それほど使っておられないんですよ。もしかするとうちのために良かれと思って言われているっていう可能性もあるんですけども。 よく分からなくて。
事務局	その話を聞いて、もしかしたら●●さんが谷川さんのためにこんなに頑張って色々やりゆうのに見向きもせんがかよ、っていう違うへその曲げ方をされている可能性はあるなっていうのは、あるのかなと気は話を聞いて。僕の見解ですが。梶原の人ってしてあげたい人って結構多いのでそれに対する感謝の気持ちが必要以上ないと・・・ちゃんと対応してるんですけども。そこやったら誤解を解くっていう部分でなんとかなるのかなとは思いますが。ちょっと情報の共有という意味で。今、私が直接動くところとちよっといろいろあるんで区長にもう1回相談してみようかなと思います。情報を持ってないので。
会長	今後もそういうことがあり得るかと思いますので。また。 そしたら次の日程を決めさせてもらったらと思います。
事務局	4月です。 特になければ20日の週くらいかなと思ってますが皆さんのご予定は？ どうしてもいかんかったら。何曜日がいいです？僕もまだ予定が立ってないのであれですけども、現地確認とかのことを考えたりすると22～23くらいで設定させていただいたら、前の週末に最短ででてきてもなんとか2日あれば現地確認できるので飛込でもなんとか対応できるかなと。 じゃ23日木曜日で。判断で集合は9時でよろしいでしょうか。
	そしたら4月の定例会を4/23の9時からということで。他になければ以上で3月の定例会を終わりたいと思います。ありがとうございました。

[illegible]